

『道徳感情論』第二部がもつ独自の意義について

(学史学会第82回全国大会報告) 高 哲男 九州大学 (名)

本報告の目的は、『道徳感情論』(1759)第二部「功績と欠点について、すなわち、報奨と罰の対象について」におけるスミスの主張の骨子を再構成し、「謝意」と「憤り」の社会的な意味と意義を明確にすることにより、研究史上の欠落を補完することにある。

第一部は、行為者と観察者の「立場の交換」と「公平な観察者」の概念を軸にした「行為の適合性」の社会的な「是認・否認」のメカニズムの解明であり、第二部は、それと明確に異なる「もう一組の人間的特質」である社会的な価値観や「心的傾向 affection」(TMS.II.intro.1)に基づく「是認・否認」のメカニズムの解明である。「共感」とは、「何らかの激情 passion に対する一体感 fellow-feeling を意味する」(TMS.I.i.1.5) から、第一部では、行為者の「行為の原因」つまり「動機」との関係で見た「激情」が観察者に引き起こす情動や感情が、第二部では、行為者の「行為の結果」が観察者の側に引き起こす感情である「謝意」や「憤り」が考察の対象にされたわけである。

『道徳感情論』は、第四版(1774)で「人間がまず隣人の、次に自分自身の行為や特徴を、自然に判断する際の原動力を分析するための論考」という副題が付された。これにより、第一部と第二部が「隣人の行為や特徴」の判断であり、第三部は、タイトル「我々自身の感情と行為に関する我々の判断の基礎、および義務感について」の考察であることに注意を喚起したのである。「自分自身の行為や特徴」の原動力(原理)の理論的な説明に苦慮しつづけたことは、第二版(1761)と第六版における第三部の修正増補、第六版(1790)における実践的な道徳としての「自分自身の幸福」と「自制心」を論じた第六部の追加から明らかである。第四版で、nature が「自然 nature」が生みの親としての「自然の女神」を示唆する大文字の Nature——50か所弱——と、社会環境としての自然という小文字の「自然 nature」に分けられことも、副題を付けたことと無関係ではない。まず第一部を振り返っておこう。

I.

①**人間本性**：人間は、自分自身の利益追求という意味での「自愛心」と、他人の幸福をかけたがえのないものにする心である「他者への思いやり」を必ずもつ。後者は、C.ダーウィンが「社会的本能」と呼ぶもので、比較動物行動学的な人間本性理解である。

②**「共感」**：社会の中で生きる人間が、他者の心を知るための方法。他人が感じていることを、直接知る方法はない。感覚器官をつうじて抱く「感覚」はすべて個別的で、想像力により立場の交換を行い、「似たような感情」を感じ取り、観察対象と「一体感」を抱けば、共感したことになる。人間は、友人の成功に共感して駆けつけ、不幸や不運に見舞われた友人の激情に共感して友人の悲哀や心痛を慰め、喜びや悲しみを共有しながら社会を形成する。

③**適合的という感覚と社会の調和、および公平な観察者**：当事者の激情が観察者の共感的な情動と「完全に一致」していればその激情を「是認」し、そうでなければ「否認」する。我々

は、激情を「呼び覚ます原因との釣り合い」＝適合性の有無にしたがって当事者の激情を判定する。さらに、事情をよく理解して、我々の胸に呼び覚まされた感情と一致し、符合していれば「是認」し、過剰であり不釣り合いであれば、「否認」する。(TMS.I.i.3.9.)

「人間は生まれつき共感的 sympathetic」だが、立場の交換だけで「一体感」がつけに醸成されるわけではない。観察者には事情を十分理解する努力が、当事者には、観察者である「周囲の人々」が抱く情動と同じ調子になるように、己の激情を引き下げる努力が求められる。社会を成り立たせるのは「両者が協和音化する可能性」である。(TMS.I.i.4.8.)

「公平な観察者」は、「自制心」という「激情抑制的な美德」と同じ役割を担う。「公平な観察者」という観念は、当事者の感情を思いやる「観察者の努力」と、観察者に自分自身の情動をくみ取って同調しやすくさせる「当事者の努力」、この二つの努力の上に成り立っているから、「社会の調和」を実現する「協和音化」の機能を担うのである。

人間本性の極致を人間に教え込むのは、社会環境としての自然であり、社会生活を通じて人間が作り上げたものである。スミスの場合、明らかに「自然」が「宗教」よりも、つまり隣人を愛せよという宗教的戒律よりも先行する、と理解されている。

④共感の対象である激情(パッション)の種類

- (1)身体起源の激情：猛烈な食欲、性欲。充足後、本人さえ嫌悪、他者はくみ取れない。
- (2)想像力や特別な傾向や習慣に由来する激情：当事者の感情を容易に推察するから、将来に深く共感する。悲劇の場合には、不安・悔恨・絶望という二次的激情を引き起こす。
- (3)非社交的な激情：怒りや憎しみ。引き下げうるのは寛大さだけ。
- (4)社交的な激情：「非社交的な激情に逆らう激情」としか定義せず、人間本性の一部。

二重化された redoubled 共感が、そのような激情を特に快適で魅力的なものにする。寛大さ、人類愛、やさしさ、同情、互いの友情や尊敬など、社交的で好意的なあらゆる心的傾向 affection は、偏見をもたない観察者を満足させる。人間は、思いやりのある心的傾向にいつでも共感する性向を強くもっているからである。(TMS.I.ii.4.1.)

- (5)利己的な激情：「自分自身の幸運や不運」を理由に感じる「悲嘆や喜び」のこと。

我々を惹きつける正反対の共感存在せず、法外な怒りに劣らぬほど不快なものにならない。対象にぴったり適合していても、我々の関心をそれに向けさせる二重の共感存在せず、人類愛や公正な思いやりほど快適にはならない。(TMS.I.ii.5.1.)

II.

謝意 merit と 憤り demerit：「功績という感覚」は「謝意に対する共感」から、「欠点という感覚」は憤りとの一体感から生じる (TMS.II.i.5.7.)。ともに「慣習的」なもので、謝意は行為の結果に注目し、瞬時に行為者に報い、親切にする気にならせる「心的傾向」のことで、憤りは「処罰に値する」という気持ちにならせる「心的傾向」のことである。

我々は、利益の享受者が恩恵を受けた人物に対して抱くありがたく思う心的傾向に容易に共感し、結果的に、与えられた申し分のない援助や世話を頻繁に引き起こしがちな返

礼行為を、褒め称えるようになる。我々は、このような返礼から生じる心的傾向を余すところなくくみ取るから、必然的に、援助や世話は、返礼の対象としてあらゆる点で適切であり、快適であると感じる。(TMS.II.i.2.4.)

「謝意」に対する我々の共感、幸運をもたらす原因になった人物の心的傾向が「適合性」を満たしていれば、一体感を一段と強める。原因と結果に対する共感が、観察者の側で「合体」されるからである。被害者の「憤り」に対する我々の共感、加害者の行為が「適合性」を満たせば生じないが、満たさない場合——行為の発端である心的傾向の不適合性が行為の有害さと合体した場合——には、我々は被害者の憤りに対して、余すところなく共感し、「そのような行為は、それに見合った処罰に値する」と大声で叫ぶ (TMS.II.i.4.4.)。

感情の複合性：直接的共感と間接的共感

「功績や謝意」「欠点や憤り」は複合的な感覚である。「功績」や「欠点」に関する我々の感覚は、「行為者」と「観察者」との間の「完全な感情の一致」ではなく、「一種の幻の共感」にもとづいていることが多い (TMS.II.i.5.11.)。行為者の動機や感情と完全に一致する「直接的共感」は存在しなくても、「間接的共感」が存在しておりさえすれば、発端である行為そのものが「有益で、報奨に値する行為」として是認されたり、「処罰に値する行為」として否認されたりする。「功績や欠点」とか「謝意と憤り」という感覚は、そもそも社会のなかで生きる人間がもつ自然な感覚なのである。

III

善行と正義：「善行 *beneficence*」つまり「適切な動機から遂行される有益な行為」は「謝意」の確実な対象であり、観察者の「共感的謝意」を引き起こす。「公平な観察者」は、「忘恩の動機である自己中心主義との一体感」をすべて拒否するから、援助を求める恩人に恩返ししない人間を、「恩知らず」と宣告するが、「思いやりや優しさ」の現れである「善行」は、強制することも、その不足を理由に処罰されることもない。

否認されるのが当たり前な動機にもとづいて、誰かに明白な危害を及ぼすことが「正義の侵犯」「不正 *injury*」である。「不適切な動機」から遂行される有害な傾向をもつ行為は、それだけで「処罰に値する」と思われ、観察者の「共感的憤り」を引き起こす。

我々の幸福を邪魔するという理由で隣人の幸福を妨害したり、隣人の利益よりも我々の利益がずっと大きいという理由で「隣人にとって実際に役立つものを奪ったりすること」には、「利己的激情」に基づくにせよ、「公平な観察者」なら絶対に同調しない。

それゆえ、自分自身の「自己愛の傲慢さ」を蔑み、他人が同調できる程度まで自己愛を「引き下げる」努力が要請される (TMS.II.ii.2.1.)。「公平な観察者」の役割は、すべての隣人との「立場の交換」を自然に実現させ、「自分自身が一般大衆の一員でしかない」と気づかせることである。集団構成員の心に芽生えてくる「自責の念」も、同じ役割を担う。

「自責の念」は、正義の侵犯者の心に呼び覚まされ、「人間の胸にわくあらゆる感情のなかで、もっとも恐ろしいもの」である。正義を侵犯した人間は「反感と憎悪」の対象になり、

社会構成員からの「共感」という「慰め」を一切期待できず、悲惨な運命が待ち受けていると人間に教えるのは、それである(TMS.II.ii.2.3.)。反対に、「適切な動機にもとづいて寛大に振る舞った人物」は、静かに待ってさえすれば、いつか愛と謝意の対象になり、「すべての人間の尊敬と是認の自然な対象になる」。

自分自身の動機や振る舞いを、自分と無関係な観察者と同じ見方で吟味すれば、人間はいつでもそれを「くみ取りつづけ」、想像上の「公平な裁判官の裁定」に共感し、「自分自身を賞賛する」ようになる (TMS.II.ii.2.4.)。だから、悪徳や犯罪の防止は、理性による「処罰」よりも、「社会に参加し、共感をえたい」という人間の社会的本能に訴えるべきである。

善行は社会の装飾品、正義は社会を支える柱

人間社会のすべての構成員は、相互の援助が不可欠であるし、相互に不当な扱いを受ける危険にもさらされている。必要な援助が、愛、謝意、友情、および尊敬にもとづいて互恵的に与えられる場合、その社会は繁栄するし、幸福である。(TMS.II.ii.3.1.)

スミスはこのように主張しておきながら、たとえそのような「相互の愛や好意」が存在しなくても、「社会は必ずしも崩壊するわけではない」という。

必要な援助が、このような寛大で私心のない動機から提供されなくても、また、たとえ社会のさまざまな構成員の間に相互の愛や好意が存在しなくても、幸福と快適さの程度こそ低下するとはいえ、社会は、必ずしも崩壊するわけではないだろう。社会は、さまざまな商人の間と同様に、さまざまな人々の間でも、その有用性 *utility* という感覚にもとづいて存続する可能性がある。(TMS.II.ii.3.2.)

自分自身の利益しか配慮しない「商人」が、「互いに合意した評価」に従って交換するだけで社会が「良い状態に保たれる可能性がある」のなら、それで十分ではないか。

そうではない、「善行の遂行は、建物の基礎ではなく、建物を飾る装飾品であって、それゆえ、推奨しておけば十分」であるのに対して、「正義は、壮大な建物全体を支える重要な柱」であり、「人間社会の偉大でしかも巨大な基礎構造——自然の女神の特別かつ最愛の心遣い——」である、とスミスは強調したからである(TMS.II.ii.3.4.)。

人間は生まれつき思いやりがあるが、自分自身に対して抱くものと較べると、他人——特別の関係をもっていない人々——に対する思いやりは、きわめて限定的である。「たんなる人間同士という関係」にもとづく「商人」の社会では、「フェアプレイ」を自覚させ、それを守らせる「公平な観察者」が常駐してつねに監視の目を光らせるなら、「幸福と快適さの程度」が劣るにせよ、「なお良い状態」に保たれる可能性がある、というわけである。

正義は理性だけでは守れない——究極原因と作用原因

「正義の法」を強制する根拠を、もっぱら「社会全体の利益」に求めるような「単純明快」な考え方は、究極原因 *final cause* と作用原因 *efficient cause* を混同したうえで、「一つの原理から演繹された」解釈にすぎない、とスミスは批判する

侵犯した人々を罰することによって我々が正義の法の強制を是認する際の根拠は、この

必要性への配慮であると考えられてきた。人間は、社会に対して生来の愛をもっており、人間の結合は、人間自身がその結合から何ら利益を引き出せなくても、それ自体のために維持されるはずだといわれてきた。(TMS.II.ii.3.6.)

「社会の存続と維持」という究極原因を根拠に、人々を「処罰」で脅して「正義の法」を強制するのは統治者で、人間が「社会に対して、生来の愛をもっている」からというのは、聖職者である。個人の利益は社会の繁栄＝「公共の利益」と結びついており、不正義は社会を破壊するから、「他の人々が、極刑に処せられた者の事例を手本にして、怯えさせられる」こともまた是認されてきた。

このような論理一貫した明快な解釈が広まった理由は、人間は「心の問題」になると、作用原因と究極原因を識別し損ない、すべてを「理性」のせいにし、「人間本性の体系」は、「一つの原理から演繹されたほうが望ましい」と考えるからだ、とスミスは言う。

胃腸や血管が担う「食べ物の消化、血液の循環」は、「個体の維持と種の繁栄」という「究極原因」〔究極目的ともいう〕にもとづくが、誰も「究極原因」でもって「作用原因」を説明しようとはしない。時計を動かす「作用原因」である歯車や動力の発条の運動を、「時を刻む」という「究極原因」から説明することも無理がある。しかし、「心の動き」だけは、人間の英知＝理性が生みだしたと理解したがる、と批判するからである。

しかしスミスは、演繹的体系のすべてを否定するわけではない。このような「不正義に対する処罰の是認」に対する「一般的な」説明も、我々が、「適合性と罰の適切さに関する自然な感覚を頻繁に確かめる機会」をいつでももつなら、成立するだろう (TMS.II.ii.3.7.)。

だが、「一般的な」説明が「正しくない」もう一つの理由がいっそう重要である。処罰に関する関心であれ、返礼に関する関心であれ、個々の具体的な不正に対する憤り、愛や尊敬や好意というものは、「きわめて繊細な感情」と不可分に結びついている。対象との近さや疎遠さに応じて、その程度も強さもさまざまに異なり、「一体感」の程度や強度が違ってくる。だからそれを、いつでもどこでも成立する「一般的な一体感」で代置・統一するのは、そもそも無理がある。そのような感情は、そもそも個人や集団の間でばらつきがあるはずであり、それを社会全体＝公共の利益という「一般的」な利益・損失の観点から演繹的に単純明快な体系として解釈するのは無理があり、人間がもつ「社会的本能」(これは、ダーウィンの用語)を基礎に据えて複合的にとらえるべきだ、というのがスミスの批判である。

IV

第二部では、行為の結果は「運次第」という問題が最後に論じられるが、これは「原因」と「結果」の間の因果関係は、本質的に確率的なものでしかない、という指摘である。

文献：高 哲男『アダム・スミス——競争、共感、そして自由な社会へ』講談社選書メチエ、二〇一七年、とくに第六章と第七章。